

天台宗に於ける教団護持の諸問題

尾 上 寛 仲
(叡山学院)

一

仏教々団の規制は既に僧尼令に依り法的に定つて居るが、凡そ一宗が公認されるや、其の教団は自宗発展のため、且つ自宗僧尼の取締のため、具体的な規則を設けるのは当然のことである。天台宗に於いて教団護持に必要上執られた処置を省みるとすれば、(一)遺告等による宗団規制、(二)禁制式等による宗団規制、(三)宗団内の階級制の樹立、(四)外護者による宗団維持の諸点が考察されねばならぬことになる。而も此等の問題は天台宗団としてばかりでなく地方の一寺院にも現われている現象である。勿論地方の天台寺院は範を比叡山に求めているので極めてよく似た経過をたどるのが普通である。天台宗に於ける教団護持の諸問題として、遺告等による宗団規制、禁制式等による宗団規制、宗団内の階級制の樹立、外護者による宗団維持の四点にしぼるのは次の理由に依る。教団成立の初期は祖師が弟子を養成する際、戒めた条目に端を發し、やがて示寂に先立ち諸弟子に興えた遺告、遺戒が後々まで遵守され、自然的に教団

に於ける規制となり固定化するのが普通の経過である。祖師が弟子に興えた誠は多くの場合、祖師の活躍中に示されたものであるから、樹めて厳格であり、簡単な文章であっても内容は非常に深いものがある。遺告、遺戒は言わば私的な文書であるが、禁制式は公的な規制である。これは教団内の公的機関を通して公示されたものであり、或は国の機関を経て公布され、時には詔勅、院宣となつて通達されている。それだけ権威は高いが、斯くまでしなければならなかつた所に宗団の護持が至難のことであつたことが現われている。以上の二つは法制的な教団の取締、或は教団護持の強化手段であるが、これに対して教団内部に於ける職制の樹立に依り教団護持を推進する傾向が發展して行く。天台宗の場合、特に此の制度は早く確立するのである。次に教団には経済的な基盤が必要である。天台宗の場合これは年分度者の制度や学生式に見られる諸国の講師任命制度に経済上の問題を解決する努力が現われているが、地方寺院の場合はどうなつていたのかという課題が解決されねばならない。

ここで天台宗諸先徳の遺告の代表的なものを揚げると次の如くである。

- (1) 僧最澄遺告 弘仁三年（八一二）五月八日（伝教大師消息所収）
- (2) 禅菴式 六ヶ条（仁忠伝所収）
- (3) 根本大師臨終遺言 十ヶ条（五条以下を禅菴式と云ふ）弘仁十三年（八二二）四月（仁忠伝所収）
- (4) 首楞嚴院宛行諸院預事 承和三年（八三六）四月二日（天台霞標所収）
- (5) 慈覚大師遺戒七ヶ条 貞観六年（八六四）正月十三日（天台座主記所収）
- (6) 智証大師三箇条遺戒 三ヶ条 仁和四年（八八八）十月六日（天台座主記所収）
- (7) 智証大師遺言 十一ヶ条 寛平三年（八九二）十月廿八日（天台座主記所収）

- (8) 尊意僧正遺言 天慶三年(九四〇)二月廿三日(尊意僧正伝所収)
- (9) 慈恵大僧正御遺告 十九ヶ条 天禄三年(九七二)五月三日(群書類従第十五輯)
次に所謂「禁制式」としては次の如きものが伝えられている。
- (1) 延暦寺禁制式 十五ヶ条存 天長元年(八二四)五月廿三日 仁忠、義真、円澄署名(天台霞標所収)
- (2) 首楞殿院式 九ヶ条 承和三年(八三六)四月二日 円仁署名(天台霞標所収)
- (3) 延暦寺禁制式 四ヶ条 貞観八年(八六六)六月廿一日 安慧の作歟(三代実録卷十三所収)
- (4) 遍昭起請 五ヶ条 元慶六年(八八二)六月 遍昭奏上(三代実録卷四十二所収)
- (5) 籠山内界式 一ヶ条存 元は七ヶ条 天禄元年(九七〇)七月十六日 良源制定
- (6) 廿六条式 廿六ヶ条 天禄元年(九七〇)七月十六日 良源制定
- (7) 首楞殿院安楽谷起請 長徳二年(九九六)八月廿六日(平安遺文所収)
- (8) 源信僧都四十一条起請 四十一ヶ条 源信起請
- (9) 延暦寺起請 六ヶ条 天承元年(一一三一)二月十三日 藤原執光起草(朝野群載所収)
- (10) 山門褒賞三箇条 三ヶ条 建暦三年(一一三三)八月十一日院宣(天台座主記所収)
- (11) 条々制禁 三ヶ条 文永二年(一一六五)四月十三日(天台座主記所収)
- (12) 条々院宣 五条 文永二年(一一六五)八月廿一日院宣(天台座主記所収)
- 所謂「学則」的なものとしては時代は下るが次の如きものがある。
- (1) 座右鈔 延文三年(一一五八)仁空

- (2) 講院学堂通規 貞治六年(一二三六)八月十一日 仁空
- (3) 初心行護鈔 応安六年(一三七三)七月十四日 仁空
- (4) 山家学則 安永五年(一七七六)敬光
- (5) 続山家学則 敬彦
- (6) 遮那業学則 寛政十年(一七九八)覚千
- (7) 条制十章 宝永四年(一七〇七)十一月 天台座主准三宮一品親王
- (8) 条制 十ヶ条 同年

(7)と(8)は同一人が同時に公布したものである。文言及び内容は若干異なるが江戸期の例としてここに掲げる、又「置文」として著名のものには

- (1) 仁空置文 十五ヶ条 永和二年(一三七〇)七月記 至徳二年(一三八五)六月七日追記 仁空
- (2) 善空置文 三ヶ条 文明十五年(一四八三)二月十五日 善空

がある。最後に前記の分類に入れ兼ねるもの及び新らしいものとして次の如きものは天台宗教団護持の性格を示すものである。

- (1) 如法経短規式条々 十三ヶ条 宝徳三年(一四五二)三月廿七日(無動寺蔵 一八五)
- (2) 山門三十六箇条 三十六ヶ条 慶長六年(一六〇〇)二月
- (3) 四季講堂制式 七ヶ条 承応二年(一六五一)正月 (別当代蔵 命令六)
- (4) 四月・六月稽古講筵議定帳 六ヶ条 文化九年(一八二二)四月 (生源寺蔵 会議六)

(5) 条制 二十二ヶ条 明治廿年(一八八七)頃制定

天台宗の場合、伝教大師の理想は「山家学生式」に織り込まれているが、それは弘仁九年(八一八)に始る。学生式は余りにも有名であるので、ここでは論及する必要は無いと思う。伝教大師は弘仁十三年(八三二)に入寂されて居るが、それより十年前に病床に臥されたことがあり、其の時「老僧最澄遺言」を書き、比叡山の惣別当に泰範を、伝法の座主に円澄を、一切経蔵の別当に孝融沙弥、土師茂足近士を、雑文書の別当に壬生雄成近士を指命し、且つ泰範には文書司を兼任せしめ、この人事は、仏法を住持する為め、経蔵と文書を検校する為め、更に天台一宗を指導する為め、任務を分担して置くのであるから、天台宗の同法は夫々の別当に従い、此の任命を承知し是非云々することを誠にめ、且つ三箇年を限って道具、文書等を経蔵より出すことを禁じ、又三年経過の後は比叡山から外に持ち出すことを禁じ、以て遺言の旨とされて居る。これが弘仁三年(八一三)五月八日のことである。此の遺言には伝教大師自身の署名の外に知事僧泰法の副署がある。弘仁三年の遺言は実現しないで伝教大師はそれより十年間在世されたが、伝教大師は自己の没後の比叡山の経営に就いては、天台の法門を伝える者と比叡山の経営面の責任者たる別当と、多年収集した書籍を管理する責任者と往復文書を保管する責任者を分けて比叡山即ち当初の天台宗教団の護持を可能ならしめんと意図されたことが知られる。然し乍ら事は此の計画通りには進まず、先ず全山を委任された泰範は比叡山を離れ、円澄は西塔の建設には従事したが、座主職には義真が就任する結果となった。

二

後世発展する地方の天台寺院に於ける護持を考察すると大体叡山のたどった道に準じている。其の良き例は柏原談

義所(成菩提院)の發展経過に見ることがができる。成菩提院に所蔵して居る「成菩提院要記」なる記録には室町期の古文書の写が若干収めてある。「成菩提院要記」所収の文書の写は寛保元年(一七四二)三月の東叡山一品親王の御教書が最も新しいものであるから、其の成立は江戸中期である。最初に「成菩提院御代々御朱印写」として秀吉、家康等の朱印状を書写してあるが、「開山貞舜法印御託宣事」なる室町中期の文書が写されて居る。そして此の標題の下に「第四世明舜法印御代事」と注記が施してある。此の記録に依り柏原談義所には割合に早くから談義所の規程があったと解されるのである。又「成菩提院要記」には「院中代々法度事」という記録が収められていて、此の方は永正十一年(二五一四)以降の法度が含まれていると見て差支なく、単に「条々」と言う標題の法度は文明十一年(一四七九)八月十二日の制定であるが、これは四十箇条から成る当時の学則である。

「開山貞舜法印御託宣事」に書かれている内容は概略次の如くである。文明十一年八月十一日、柏原談義所の所化で舜海なる者が、俄に狂乱状態になり、時の学頭明舜に「義科講」を設けて天台の教理研究を推進せよとせまるのである。舜海は日向国から来た所化で、兵部卿と称していた。後に舜海は美濃国全剛寺談義所で没しているが、柏原談義所は初代学頭貞舜より二代慶舜、三代春海、四代明舜と次第し、四代明舜の頃やや衰微したのを奮慨して舜海が談義所改革を企てたと解される。舜海は明舜に対して「汝明舜ハ名聞利義無之者也、若余人居此処、刀差者斗仏法不可有之」と言って更に「我此処開基ト云ヘトモ為我不為法事曲事ノ至也」と言うのである。明舜が法事とは何の法事かと問えば、狂人即ち舜海は「義科之事也、適々於余所雖行之此処門徒人言不入、書不足之至極也、無座敷者雖土壇也、是非共先於当院可行之云々」と答えている。此の問答は狂乱状態の舜海と学頭明舜の言葉の遣り取りであるが、柏原談義所に於ける天台教学研究が衰えたのを復活させる為め義科講を設けようと言う舜海には「我

可^{シトテム}定^テ法^ビ度^ル及^テ四^ル十^ルヶ^ル条^ル被^ル記^ル之^ル」と其の模様を記録して居る。更に注記して「如^ニ後^ニ記^ス則^チ談^義堂^ノ押^シ之^ル」とある。
「成^善提^院要^書」には今一つ「明^舜法^印御^代法^度条^々」が収めてあり、此の法度は十五箇条から成り立っている。
其の全文を次に紹介する。

- (1) 大師講出^ル錢^ノ之^ル事[、]上^ノ衆^ハ廿^ニ文^宛、下^ノ衆^ハ卅^ニ文^{可^キ出^ス事}。
- (2) 談^事科^錢、為^テ月^行事^{可^ル取^ル、不^{取^ラ之^者、月^行事^又過^ル錢^百文^{可^キ出^ス事}。}}
- (3) 日^中談^義不^終前[、]起^座人^過錢^十文^{可^ル出^之事}。
- (4) 日^中不^{可^キ為^テ亂^履、若^{履^シ之}過^ル錢^十文^{可^ル出^之事}。}
- (5) 番^衆役^能化^之以^テ本^書可^キ出^事。
- (6) 見^能化^之聖^教、其^外学^文道^具等^{為^テ所^化不^{可^ル用^事。}}
- (7) 勤^行ノ時^者声^同心^スヘシ、読^役ノ人^{可^キ立^座敷^事。}
- (8) 日^中遣^僧可^キ敬^之事[。]
- (9) 下^僧中^隙等^客來^時不^{可^キ出^座敷^事。}
- (10) 遠^宿衆[、]番^時朝^食当^院可^キ与^事。
- (11) 於^當院[、]不^{可^キ為^テ付^倍堂^事。}
- (12) 正^月三^日、常^住之^衆ノ外^所化^中一^人自^シ倍^堂。当^院可^キ罷^出事[。]
- (13) 冬^春、能^化不^{可^キ為^テ帽^子事}。
- (14) 談^義堂^文策^持可^キ出^仕事^{。但}文[□]以^出入^并何^不持^出入^同過^錢十^文可^キ出^事。

天台宗に於ける教団護持の諸問題（尾上寛仲）

(15) 於談義堂不可臥事。

以上十五條其外者如上ノ條目

右為令知先師代々旧儀模之置者也。於末代劣機可有捨願也。

明舜のことに就いては其の資料を欠き詳にし得ないが、明舜の時代に此の十五箇條の法度は既にあり、其の末尾に「先師代々旧儀」とあるから、貞舜、慶舜、春海の三代にわたって何等かの法度の存在していたことは肯定可能である。これに対して舜海は四十箇條の法度に改め、而もそれを談義堂に掲示したのである。即ち文明十一年八月十二日より此の四十箇條の法度が柏原談義所に於いて実施されたのである。

- (1) 下衆三日行方三百帖不出之人、科錢五文宛可出事。
- (2) 上下共慈悲講無稽古入、紙老帖可出之事。
- (3) 毎日談義不參人、一日十文宛可出事。
- (4) 毎月山王講不稽古人廿文宛過錢可出事。
- (5) 談義坐人過錢廿文可出事。
- (6) 出仕時ワラ緒履、過錢三文宛事。
- (7) 無師聖教不可見事。
- (8) 於談義所高声不可雜談事。
- (9) 所化中不可云善惡事。
- (10) 無所用余所化部屋不可行事。

- (11) 無用不可云能化之善惡事。
- (12) 初夜之時、論義可為一重。但可依番衆之器用事。
- (13) 番於談義堂可続事。次番衆不告重スヘシ。
- (14) 毎月晦日不引要文三十文過錢可出事。
- (15) 所化間若僧兒不可寄合事。
- (16) 先師日不出人、三文宛過錢可出、茶湯代可用之。
- (17) 遠宿人、一日不參可許之。二日不參過錢同前タルヘシ。
- (18) 無用不可至ミクリ事。
- (19) 談義尊勝タラニ(不脱カ)出仕人過錢一文可出事。
- (20) 談義出仕檜笠菅笠等不可着事。
- (21) 新來以後、卅三ヶ月不過者不可退出事。
- (22) 若新來行過衆中令永退引入者、可勤講說事。
- (23) 大師講者不可為霜月会人、六月会不可会、亦准前事。
- (24) 毎月三度不出掃除者、月行事衆中可令退出之事。
- (25) 能化前出不可著直綴事。
- (26) 能化前白衣出人、過錢式文宛可出事。
- (27) 談義所居人、不相朝夕勤行者、過錢三文宛可出、油代可用事。

- (28) 所化五人不_レ同道者、不可_レ入_二風呂_一事。
- (29) 上衆不_レ為_二本書論義人_一、番一夜可動、番不_レ為人過番可_レ為_二之_一。
- (30) 出仕時衣着直_ニ紙絹着_一并紙帶スヘカラサル事。
- (31) 談義間不可_レ雜談事并無用立居スル事。
- (32) 所化、音曲尺八笛可_レ禁_二之事_一。
- (33) 無用他行、物參等不可_レ取隙事。但聖教借用等至事可_レ許_二之_一。
- (34) 二日統不可_レ乞暇事、但帰国病氣且那所用除_二之_一。
- (35) 大暇会能化可_レ読物事。
- (36) 所化衆宿大切、惣勿不可_レ云善惡事。
- (37) 於談義所不可_レ洗沢事。
- (38) 於談義所湯アフヘカラス、但普請等時除_二之_一。
- (39) 於談義所児若衆不可_レ請事。
- (40) 無用堂籠宮籠学文不可_レ令如在事。

以上四十ヶ条

右守此旨可_レ制誡、若令違犯可_レ蒙開山法印罰者也。

文明十一年八月十二日

舜海が起草した此の法度は明舜の住持時代の十五箇条の法度が基礎になっていることは両法度を比較すれば明かだ

ある。柏原談義所が教育機関的施設を有していたことは明舜時代の法度にも現われている。即ち上衆、下衆と所化を区分して居り、月行事の役を設け毎月交替で勤務する制度をとり、談義所に居住する所化と、通学する所化を認めていたことは明白である。舜海改革の法度にも此等の制度は其のまま受け継がれている。異なる点は当時の柏原談義所で行われていた各種の講を明文化したことである。即ち慈慧講、山王講は明舜時代の法度には見当らぬものである。然し明舜時代に慈慧講、山王講が行われていなかった理由にはならぬが、其等の講が廃絶せんとしていた事は否定出来ない。舜海は義科講を提唱して居り乍ら、彼の起草した法度には義科講の名称は出ていないが、これは第十三条にある「番^{ツツ}談義堂^ニ可^キ統^ツ事^ニ」により解決しているのである。義科講は所謂義科を論題に取上げて行えば、山王講であれ大師講であれ慈慧講であれ、それは一向に差支えないのである。

斯くて時代が替り徳川家康が天下を掌握した時公布された「成菩提院法度之事」には柏原談義所の名残をとどめて次の如くなるのである。これは江戸期を通じて成菩提院に於いて「権現様御法度書」として権威を有していたのである。其の文面は次の如くである。

成菩提院法度之事

- 一 天下安全御祈念長日護摩不可有油断事
- 一 専教観二道可被執行仏法事
- 一 院領之儀其住持分不可有他競望事
- 一 院領之売買質券等可被禁止事
- 一 為顯密之名室故以学匠可被相統事

天台宗に於ける教団護持の諸問題（尾上寛仲）

一 任先例之旨悪行所化速可被追放事

一 門前之者成不儀者如先規從住持被申付事

右条々堅可相守者也 以如件

慶長十三年戊申十月四日（御黒印）御包紙 御法度書

此の七箇条中に後述する成菩提院領は安堵されて居る。尚顕密の名室と表現するのは、頭は談義所、密は西山流の灌室の故である。

三

天台宗に於ける教団護持の問題を取上げる時には、自然的に或は必要上発達する階級制の問題を見逃す訳にはゆかないが、比叡山の階級制に就いては嘗て述べたこともあり、地方寺院に就いては一定の型があるものの其の規模が小さいため、多くは比叡山の制度を縮小した結果となるが、ここでは論及を避け、地方天台寺院の経済面を同じく柏原談義所に就いて考察しようと思う。成菩提院の過去帳に記入してある室町期の没年の多くは真実の没年ではなく、成菩提院に田地等を施入した年月日を以て回向菩提の日と定めている。ここで其の論証は避けるが、若干乍ら残っている寄進状と過去帳の記入を比較すると其のことは明白である。従って成菩提院の過去帳の室町期の年代のものを整理すれば柏原談義所の経済的基盤は判明することになる。そこで次に田地等の施入者を年代順にまとめれば、次の如き結果になる。

(1) 応永七年（一四〇〇）十二月一日 万徳坊権律師実尊 田地施主

- (2) 同 廿三年(一四一六)十二月十五日 殿村 定俊 定繁 禪定門 田地施主
- (3) 永享十一年(一四三九)正月廿六日 清瀧寺忍宗 田地施主
- (4) 嘉吉元年(一四四二)五月六日 円阿入道 田地施主
- (5) 宝徳元年(一四四九)十二月十八日 弥六兵衛長光 田地施主
- (6) 長祿元年(一四五七)十二月十三日 勝路大姉名衆 万徳坊取次 田地施主
- (7) 寛正三年(一四六二)九月廿八日 今河衛門 田地施主
- (8) 同 五年(一四六四)六月三日 梅本慶俊法印 田地施主
- (9) 応仁二年(一四六八)六月十八日 春海法印師匠兩親等 田地施主
- (10) 同 三年(一四六九)二月廿三日 大吉寺梅本坊慶春法印 田地施主
- (11) 文明二年(一四七〇)二月二日 大吉寺梅本坊慶俊 田地施主
- (12) 同十七年(一四八五)七月廿六日 山根正善禪門 田地施主
- (13) 同十八年(一四八六)十二月廿三日 如(女)貞禪尼 田地施主
- (14) 同十九年(一四八七)三月三日 殿村伊賀吉重 田地施主
- (15) 同年六月五日 今河善徳入道 田地施主
- (16) 長享三年(一四八九)八月八日 山田彦五郎清秀 田地施主
- (17) 延徳二年(一四九〇)(某月)十八日 春徳禪門 妙智尼 千代尼 田地施主
- (18) 明応二年(一四九三)六月十二日 栄禪信士 円日禪尼 田地施主

天台宗に於ける教団護持の諸問題(尾上寛仲)

- (19) 同 三年（一四九四）十月十日 円日法印 如法経料田地施主
- (20) 同 九年（一五〇〇）四月廿七日 養寿庵良運大姉 田地施主
- (21) 文亀二年（一五〇二）二月十一日 山根妙久定尼 田地施主
- (22) 同 年六月廿六日 桑原六郎左衛門尉俊明 兵衛六郎 田地施主
- (23) 同 年八月廿七日 浄心禅門 西河主計光清 田地施主
- (24) 永正元年（一五〇四）廿三月十二日 樋口氏兼道 四郎衛門尉道香居士 田地施主（玉因菴殿ト云フ）
- (25) 同 年七月十六日 円俊僧都 堤藤左衛門尉家次 田地施主
- (26) 同 二年（一五〇五）十二月八日 日光寺曼陀羅尼坊円盛 山王講田地施主
- (27) 同 三年（一五〇六）十月廿日 桑原慶珍 大師講田地施主
- (28) 同 六年（一五〇九）正月廿八日 大吉寺舜海法印 舜円法印 実舜法印 畠寄進
- (29) 同 九年（一五一二）正月五日 杉沢正順 田地施主
- (30) 同 十一年（一五一四）八月十日 大野木村妙楽寺住僧 田地施主
- (31) 同 年十二月二日 定心禅門 田地施主
- (32) 同 年十二月廿三日 円日禅門 長日護摩料田地施主（五石寄進）
- (33) 同 十二年（一五一五）十月十六日 河瀬孫四郎利久 田地施主
- (34) 同 十六年（一五一九）二月一日 多賀藏人直信 田地施主
- (35) 同 年八月十一日 西河與一左衛門家満 田地施主

- (36) 大永元年(一五二二)十二月二日 殿村因幡守家世 如法経田地施主
- (37) 同 年十二月十一日 西河興一左衛門尉家満兩親家族 田地施主
- (38) 同 二年(一五二三)十二月十三日 富施寺千歳坊俊恵行観 義料講田地施主
- (39) 同 三年(一五二三)五月二日 土河三郎家次 同喝食 田地施主
- (40) 同 年十二月廿六日 西脇帯刀直勝 曼供田地施主
- (41) 同 五年(一五二五)正月十四日 河播興三左衛門尉俊久 慈覚忌供料田地施主
- (42) 同 八年(一五二八)三月三日 尊妙禅定尼 田地施主
- (43) 同 八年八月十三日 源慶法印 田地施主
- (44) 同 八年(某月)十五日 佐々木高橋左近将監清家栄乘 鐘撞償勞田地施主
- (45) 享禄二年(一五二九)九月四日 杉沢玉同菴芳永 常燈明田地施主
- (46) 同 四年(一五三一)二月五日 永聚菴理永 田地施主
- (47) 天文二年(一五三三)四月八日 上平寺井上坊良順法印 仏生会料田地施主
- (48) 同 年九月廿六日 弥高寺大蔵坊及源 田地施主
- (49) 同 年十二月九日 上平寺井上坊長順法印 仏名会田地施主
- (50) 同 三年(一五三四)二月十五日 大野木村習軒兩親 田地施主
- (51) 同 年三月一日 快尊法印 田地施主
- (52) 同 年三月廿八日 法雲庵幽谷恵参 千遍陀羅尼料田地施主

天台宗に於ける教団護持の諸問題(尾上寛仲)

- (53) 同 四年（一五三五）二月廿八日 柏原西村左衛門五郎 田地施主
- (54) 同 年三月十日 岡田興一兵衛俊久 田地施主
- (55) 同 五年（一五三六）二月廿六日 永聚菴理栄瑞芳大師 居益郷 田地施主
- (56) 同 年九月三日 玉藏坊円日 田地施主
- (57) 同 八年（一五三九）閏六月二日 長岡奥屋弥二郎道光 田地施主
- (58) 同 年（某月）一日 定海法印 八講田地施主
- (59) 同 十年（一五四一）六月十八日 長久寺大藏看舜 田地施主
- (60) 同 年九月廿一日 長久寺大輔良範同乗円 田地施主
- (61) 同 十二年（一五四三）十二月一日 多賀兵衛次郎直頼 田地施主
- (62) 同 十三年（一五四四）正月十一日 桑原覚心 田地施主
- (63) 弘治二年（一五五六）三月三日 馬場平内 田地施主
- (64) 同 年十二月十六日 永寿菴理永 田地施主
- (65) 永禄元年（一五五八）六月十九日 浄覚禅定門 清滝小四郎親 田地施主
- (66) 同 年七月七日 麻生四郎左衛門徳直、太郎左衛門定吉、三郎左衛門清次、興九郎 施餓鬼田地施主
- (67) 同 年八月一日 富施寺幸成慶春 曼供料田地施主
- (68) 同 二年（一五五九）十二月三日 桑原六郎左衛門 大師講田地施主
- (69) 同 年十二月廿一日 柏原箕浦次郎左衛門尉家治 田地施主

- (70) 同 三年(一五六〇)三月五日 世戸村道清 田地施主
- (71) 同 年十月八日 弥高寺成就坊 田地施主
- (72) 同 四年(一五六二)九月廿七日 清滝神藏坊定賢 田地施主
- (73) 同 年十二月廿六日 岩谷太郎兵衛吉久 田地施主
- (74) 同 五年(一五六二)二月十六日 喜田相模常慶 大般若經十六善神并田地施主
- (75) 同 年十月八日 高顯院守重清大禪定門 杉沢樋口先祖供田喜捨入
- (76) 同 年十二月八日 重清禪定門樋口守興 田地施主
- (77) 元龜元年(一五七〇)七月廿四日 戦死小田竹腰久右衛門道永 同後室阿千代 田地施主
- (78) 同 二年(一五七二)五月一日 聖珠信士 妙俊禪尼 田地施主
- (79) 同 年五月十五日 妙俊信女 田地施主
- (80) 天正十三年(一五八五)七月廿六日 妙榮禪定尼 宮川玉内北家妻 田地施主
- (81) 同 十六年(一五八八)十月廿一日 富田新左衛門常真 田地施主
- (82) 同 十七年(一五八九)十二月五日 宮川玉内舜清禪定門 田地施主
- (83) 同 文祿二年(一五九三)八月十四日 中榮房慶齡 田地施主
- (84) 慶長二年(一五九七)二月十日 妙薰信尼(女) 田地施主
- (85) 同 年三月廿八日 殿村八郎兵衛尉 同左衛門尉 田地施主
- (86) 同 六年(一六〇二)六月十五日 清滝村八郎兵衛息祐雲信士 田地施主

- (87) 同 年七月三日 清滝村八郎兵衛子息宗月 田地施主
- (88) 元和二年(一六一六)七月廿三日 無礙院道光秀次大禪定門 樋口勝助尉 祠堂金奉納有之
- (89) 寛永七年(一六三〇)二月四日 山門相住坊諱某甲 付物道具三十八件寄附施主
- (90) 同 八年(一六三二)十一月廿三日 柏原西川常知 田地施主
- (91) (年月不詳) 一日 弥高寺琳蔵紹運 田地施主
- (92) 同 二日 道舜禪門 田地施主
- (93) 同 二日 善春禪尼 田地施主
- (94) 同 十三日 妙香菴禪尼 田地施主
- (95) 某壬戌十月廿三日 柏原岩佐藤八清吉 田地施主
- (96) 某年廿六日 西脇新六勝正 田地施主
- (永禄四年—一五六—十二月歟)
- (97) 慶長六年(一六〇二)六月十五日 祐運信士 寄進田四石 (旧過去帳にあり、祐雲信士に全じ)
- 柏原談義所は檀越の寄進にのみ頼っていたのではない。即ち寄進の収入による経済的畜積にともなつて相当の田地を購入している。現存の右文書より之を拾い上げると次の如くである。
- (1) 永享十年(一四三八)十二月十三日 売主柏原西方正賢 三段小
- (2) 寛正五年(一四六四)六月廿九日 売主宗喜 四段小
- (3) 文明十八年(一四八六)二月十八日 売主柏原宮河新六俊信(反別不詳)

- (4) 文明十八年八月廿六日 売主十乘善村 二段二畝
- (5) 明応五年(一四九六)十一月一日 売主円日 三段六十歩
- (6) 明応六年(一四九七)十二月六日 売主柏原正運庵理正 年貢公方、二石領家、六斗五升の地
- (7) 永正三年(一五〇六)三月廿六日 売主大沢小二郎宗信 得分四石五斗の地
- (8) 永正四年(一五〇七)十一月十六日 売主柏原住人上田孫三郎清秀 一石二斗の地
- (9) 永正六年(一五〇九)三月二日 売主常宗(歟) 一段
- (10) 永正十二年(一五一五)三月六日 売主殿村因幡家世 小一段
- (11) 大永元年(一五二二)十二月廿七日 売主河瀬彦衛門 大一段
- (12) 大永三年(一五二三)二月廿二日 売主殿村因幡守家世 同小法師 二段小
- (13) 享祿元年(一五二八)三月一日 売主(不明) 二段
- (14) 享祿元年十二月廿日 売主柏原定聚坊心祐 二段

以上の寄進の田地及び購入の田地の収入を以て柏原談義所の運営が行われたのであるが、所化は如何であったかが問題となる。「院中代々法度之事」なる記録があり、其の第十五条に次の文がある。

護摩田之事、円日五石之寄進也ト云ヘトモ、彼之田、落地ナル故此間者七俵内徳在之、仍護摩退転之故当年者、無宿所化兩人配倍堂四俵之分兩度可渡也。然者其間且那被行分ノ飯料少布施可擬者也。当院被食時者被請取、処米常住可被付也。又其内老石分者当院油五穀等之代可取也。残る老俵を年中ノ護摩木ヲ破ル人、クリノ常住者二三人シテ可被取之。

ここに言う円日寄進の護摩田は永正十一年（一五二四）十二月廿三日より成菩提院の所有になっている田地である。即ち柏原談義所に学ぶ所化二人に二俵宛を五石の田地よりの収入から支出して居るのである。前述の明舜時代の法度、舜海改革の法度にも「遠宿」なる語が見られるが、遠宿の所化は檀越の家に寄留して、柏原談義所に通学していたのである。此のことは柏原談義所即ち成菩提院には所化を收容する限度以上の所化数があつたことになる。先の「院中代々之法度」の最後の頃に

所化ノ旦那十五日己上ノ宿主夫婦ノ間死去ノ時者、又衆中配卷經書写可被送、（以下略）

と言うのがある。所化が一般在家に宿泊していた事は明白である。尚談義所に於いて勉学中、病気にかかった所化に對しては第十七条に

所化中病氣之時者衆中互於延壽堂令看病、若無食物等者、從常住可被出之。（以下略）
とあって、病氣看護に就き考慮はされていた。

凡そ寺院の維持経営に必要なものは経済面での安定であり、それは柏原談義所では幾多の檀越より田地寄進に依り永年にわたって確立していた。今一つ維持経営に必要なものは、寺内の住僧の問題である。そしてそれも柏原談義所に於いては所化の学費補助の形式で実施されていたし、健康管理面に於いても室町期に於いて相当の考慮を払っていた。更に成菩提院は談義所を通つた時代に本末関係にある末寺を擁していた。前述の「院中代々法度之事」の第十三条に

諸末寺諸山之衆、年中礼物等之事、大略漸々返畢。然共実成院、華藏院、円光院、成就院、正覚院、定光院、鷺田正覚院、宝伝寺ノ此八寺者末寺、契約也（以下略）

とあって、此の末寺関係は談義所に来学する為と灌頂受法の為の両面より成立したものである。即ち成菩提院の本末関係は所化の学成りて談義所より末寺の住持として赴任することと、灌室入りに成菩提院に来たことが相重って発展して行つたのである。

